

第 6553 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 10月 30日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ こども保険の保険金

Q : 先日、こども保険の満期保険金を受け取りました。これは、どのような取扱いになるのですか？

A : 雑所得になります。

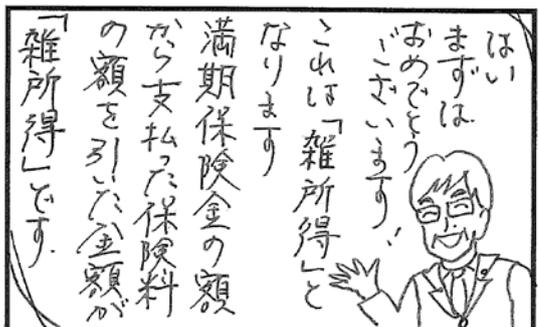
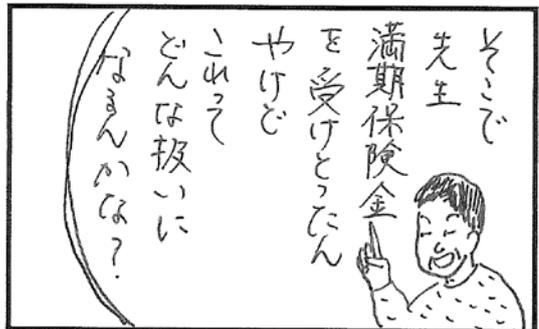
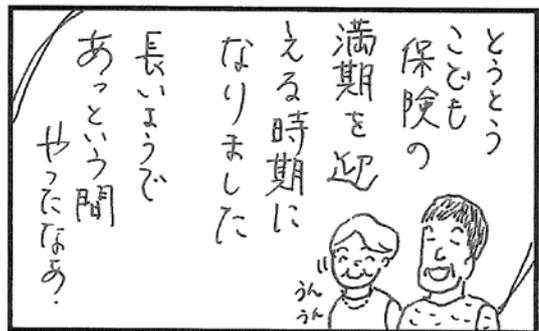
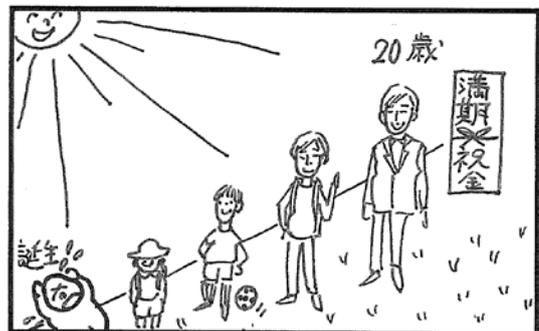
【解説】

被保険者が一定の年齢に達した場合、教育資金又は満期保険金が支払われる保険は、こども保険といい、おおむね、次のような内容になっています。

- ・保険契約者及び保険金受取人：本人
- ・被保険者：子
- ・払込期間：被保険者が2歳から15歳までの期間
- ・教育資金：被保険者が満16歳、17歳、18歳及び19歳到達時にそれぞれ教育資金
- ・満期保険金：被保険者が満20歳のときに満期保険金

所得税では、このような保険のように、あらかじめ定められた期間に、連年、教育資金又は満期保険金という形で定額の給付金の支払が行われる教育資金や満期保険金は、臨時・偶発的に生ずる所得というよりも継続的に生ずる所得といえることから、いずれも雑所得に該当するものとして取り扱われています。

なお、この場合の雑所得の金額は、教育資金又は満期保険金の額から、それぞれに対応する保険料の額を控除した金額となります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】